

子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（令和7年度分）に係る 点検・評価の方法等について

1 子ども・子育て支援事業計画について

- 子ども・子育て支援法では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしています。
- 計画に基づく事業の実施状況については、毎年度、点検・評価し、結果を公表することとされています。
- また、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には計画の見直しを行うとされています。
- このことを踏まえ区では、5か年を1期とした「杉並区子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。
- 令和6年度に第2期の計画期間が終了し、現在の第3期の計画期間は令和7～11年度までとなっています。

2 点検・評価の目的

子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図るため、子ども・子育て会議の意見を聴き、毎年度における同計画の進捗状況を点検・評価し、必要な措置を講じるために実施します。

3 点検・評価の方法

第3期の計画期間（令和7～11年度）の初年度の点検・評価となります。
点検・評価の方法については昨年度と同様に、次の（1）～（3）の内容により行います。

- （1） 各所管課にて、令和7年度の各事業の「量の見込み」及び「確保量」の計画数値と実績値との比較を行います。
- （2） 各所管課にて、令和7年度の実績、課題等を示し、実施状況を踏まえ、今後の見通しと対応の方向性を明示します。
- （3） 点検・評価の結果について、子ども・子育て会議において意見を聴取します。

※点検・評価に使用する帳票は、裏面の点検・評価票（令和7年度分）を参照。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年8月	点検・評価の実施（各所管課）
10月～11月頃	第2回子ども・子育て会議で意見聴取
12月～	点検・評価票の修正・まとめ 区ホームページで公表

